平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成23年12月16日(金曜日)

議事日程 第3号

平成23年12月16日(金曜日)午前9時00分開議

日程第	1	陳情第 5号	未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う人達の			
			絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る陳情について			
日程第	2	請願第 7号	全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願について			
		請願第 8号	0. 4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願について			
		請願第 9号	年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願について			
		請願第10号	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求め			
			る意見書提出を求める請願書について			
		請願第12号	みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願について			
日程第	3	請願第11号	町道 前田・下矢瀬線の拡幅改良について (請願) について			
		請願第13号	赤谷川右岸(小袖橋下流)の護岸に関する請願書について			
		請願第14号	国道17号バイパスの名胡桃橋からの落下物対策に関する請願書につ			
			いて			
		請願第15号	猿ヶ京関所に関する請願について			
		請願第16号	水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願について			
		陳情第 6号	町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情について			
日程第	4	議案第72号	みなかみ町税条例の一部を改正する条例について			
		議案第73号	みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について			
		議案第74号	みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について			
日程第	5	議案第80号	平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について			
		議案第81号	平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ			
			いて			
		議案第82号	平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算			
			(第1号) について			
		議案第83号	平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について			
		議案第84号	平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について			
日程第	6	閉会中の継続審査・調査申出について				
日程第	7	字句等の整理委任について				

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

	1番	小	林		洋	君
	3番	中	島	信	義	君
	5番	阳	部	賢	_	君
	7番	Щ	田	庄	_	君
	9番	林	喜	美	雄	君
1	1番	島	崎	栄	_	君
1	3番	小	野	章	_	君
1	5番	河	合	幸	雄	君
1	7番	森	下		直	君

欠席議員

なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴 木 初 夫 書 記 本 間 泉

説明のため出席した者

町 長	岸 良 昌] 君	副町長	鬼	頭	春	$\vec{-}$	君
教 育 長	牧 野 堯 彦	き 君	総 務 課 長	篠	田		朗	君
総合政策課長	宮崎育な	惟 君	税務課長	石	坂	和	利	君
会 計 課 長	永井泰一	一君	町民福祉課長	関		章	$\vec{-}$	君
子育健康課長	青 柳 健 市	片 君	環境課長	須	藤	信	保	君
上下水道課長	杉 木 清 -	一君	農政課長	高	橋	正	次	君
観光商工課長	真 庭 毎	数 君	地域整備課長	増	田	伸	之	君
教育課長	青 木 美	声 君	水上支所長	中	島	直	之	君
新治支所長	岡田宏-	- 君						

開会

午前9時 開会

議 長(久保秀雄君) おはようございます。今期定例会は、昨日まで議案調査のため休会でありましたが、休会中は議員各位におかれましては、各常任委員会に於いて委員会付託された、 請願や陳情等、慎重審議を賜り誠にご苦労様でした。本日で、今期定例議会最終日となりますが、定刻までにご参集いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開議

議 長(久保秀雄君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。 議事日程第3号により、議事を進めます。

日程第 1 陳情第 5 号 未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う人達の 絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る陳情について

議 長(久保秀雄君) 日程第1、陳情第5号、未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う人達の絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る陳情についてを議題といたします。所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇)

総務文教常任委員長(林喜美雄君) 本委員会に付託されました、陳情第5号 未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う人達の絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る陳情について、委員会における審査と結果について報告致します。質疑では、幸知小学校の跡地利用は具体的には決まっていない。統合時の地元の意見としては、建物を早く取り壊して貰いたい、跡地利用の動きがある場合には教えて欲しい、またその協議の場にも参加させて欲しい旨の要望があった。谷川岳エコツーリズム推進協議会に関連しては、準備会を経て推進協議会になり全体構想を策定し環境省に申請中であり認定されれば補助金等はより活用しやすくなる。質疑終了後、委員より趣旨採択が妥当との発言があり採決の結果、本案は全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定致しました。以上委員

長報告といたします。

議 長(久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。 まず、陳情第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、陳情第5号の質疑を終結いたします。

これより陳情第5号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて陳情第5号の討論を終結いたします。

陳情第5号、未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う人達の絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号、未来の観光文化、山紫水明の土地を生かし、私たちの故郷を思う 人達の絆となり、関係諸団体と連携し計画の実現を図る陳情については、趣旨採択するこ とに決定いたしました。

日程第2 請願第7号 全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願について

請願第8号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願について

請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願について

請願第10号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について

請願第12号 みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願について

議 長(久保秀雄君) 日程第2、請願第7号 全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願についてから、請願第12号 みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願についてまで、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長 森下直君。

(厚生常任委員長 森下 直君登壇)

厚生常任委員長(森下 直君) 厚生委員長、森下直。本委員会に付託されました請願第7号、8号、9号、10号及び請願第12号について一括して委員会における審査と経過と結果についてご報告申し上げます。初めに請願第7号、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願について、請願の詳細について担当課に求め、その後質疑に入り、委員からは低年金受給者が多くなっている、日本経済成長を支えてきた高齢者のために実現を願いたい。に対し保険料を納めている人と納めていない人も一律にと云う制度では不公平である、又財源について触れていない、理解が出来ない等の意見が出され以上で質疑を終了し、討論に入り高齢者のためこの制度を実現に賛成である。以上で討論を終了し採決の結果、本請は多数をもって不採択とすべきものと決定しました。

次に請願8号、0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願について、請願の詳細について担当課に求め、その後質疑に入り、委員からは政府で検討されている物価変動による引き下げ対応など成り行きを見守る段階である。又、地域経済を活性化されるためにも年金引き下げは不合理等の意見が出され以上で質疑を終了し、討論に入り、政府で検討されている成り行きを見守る段階であるので、不採択とすべきだ。他方高齢者の生活を守るためにも賛成である。以上で討論を終了し採決の結果、本請願は多数をもって不採択とすべきものと決定しました。

つづきまして、請願第9号、年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願について、請願の詳細について担当課に求め、その後質疑に入り、委員からは先進国での年金受給資格は3年とか10年で短い期間で受給資格が得られる。日本の25年は長い、また障害年金の場合年金受給資格を得た後に保険料を納入しないで障害者になった場合年金受給者が出来るか等意見が出され、以上で質疑を終了し討論に入り高齢化が進む中、受給資格年数の短縮は年金制度の混乱を招くだけで不採択である。一方諸外国では3年から11年で日本は長いので賛同願いたい。以上で討論を終了し採決の結果、本請願は多数をもって不採択とすべきものと決定しました。

つづいて請願第10号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について、請願の詳細について、担当課に求め、その後質疑に入り、委員からは、新システムは国の方針として一元化できない状況と報道されたが、新システムは、現行制度より子ども達にとって良い制度か、また、制度は拡充したものになる等の意見が出され、以上で質疑を終了し討論に入り現行のこども園は認定でありそれより良い施設にする新システムであり不採択。一方新システムは保育料の応益負担を導入して経済効率化を狙ったもので賛成である。以上で討論を終了し採決の結果、本請願は多数をもって不採択とすべきものと決定しました。

つづいて、請願第12号、みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願について請願の詳細について担当課に求め、その後、質疑に入り、委員からは次元の高い壮大な計画で難しくて大変なテーマで責任を持てないので実現不可能であり不採択としたい。一方環境に対し否定的な考えになるので趣旨採択ではとの意見が出され以上の質疑を終了し、討論はなく採決の結果、本請願は多数をもって不採択とすべきものと決定しました。尚、参考までに、陳情第7号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療、介護を求める陳

情について、陳情の詳細について担当課に求め、その後質疑に入り、委員からは、医療、介護は重要な問題であり現場で働く人は低賃金で苦労していることやTPP問題もあり、本陳情は、継続審査とすべきものと決定しました。以上、本委員会に付託されました請願5件について、ご報告申し上げ委員長報告といたします。

議 長(久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。 まず、請願第7号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第7号の質疑を終結いたします。 次に、請願第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第8号の質疑を終結いたします。 次に、請願第9号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第9号の質疑を終結いたします。 次に、請願第10号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第10号の質疑を終結いたします。 次に、請願第12号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第12号の質疑を終結いたします。 これより請願第7号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

1 O 番 (原澤良輝君) 1 O 番、原澤良輝。請願7号原案に対する、賛成討論をいたします。年金の受給資格は25年とあまりにも長すぎます。全日本年金者組合の調査によれば、現在は無年金者90万人、国民年金未加入者192万人、国民年金の保険料を納められない人が172万人、国民年金保険料免除者が358万人います。812万人が無年金者か2万円程度の低年金者なるになる可能性があります。一方、年金者は2245万人ですが、国民年金受給者1228万人の月平均年金額は約45,000円です。2005年の7月27日に指定都市市長会は生活保護世帯に占める高齢者の割合が半数を超え、自立支援プログラムを適用しても「経済的な自立、生活保護からの脱却は望みがたい」として、生活保護法1条の「最低限の生活保障と経済的自立」について、一般的に自立の見込みがたい高齢者にとって必要なのは「最低限の生活保障」であり、現行の自立助長を目的の一つとする生活保護制度とは別立てで、新たに低所得高齢者の生活保障制度が必要だと主張しており

ます。そして、最低限の所得保障を行うため「無拠出制で高齢者の最低年金制度を創出する」ことを政府に求めております。無年金者や低年金者をなくし、日本経済の発展に貢献した高齢者に安心した生活を送っていただくことが私たちの勤めだと思います。したがって本請願に基づいた意見書を政府に提出することに賛成をいたします。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第7号の討論を終結いたします。

請願第7号、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願についてを起立 により採決いたします。本請願に対する委員長報告は、不採択であります。本請願は、委 員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立、多数であります。

よって、請願第7号、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願については、不採択と決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第8号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

- 1 O 番 (原澤良輝君) 1 O 番、原澤良輝。請願 8 号に賛成討論をいたします。 2 O O 4 年に当時の自民、公明政権は「1 O O 年安心の年金にする」といって、定率減税廃止などで2.8 兆円を増税しました。しかし、年金財源に使われたのは毎年3300億円しかなく、民主党政権でも同様に引き継がれております。庶民増税で財源を確保しながら目的とした年金にはほとんど使われていないのが実情です。消費税の5パーセントアップすることも計画されておりますが、年金には4分の1も使われない予定であります。年金財源不足を補うためとして、物価の低下を理由に引下げが実施されています。 I T機器や薄型テレビなど工業製品の価格は低下をしておりますが、年金生活をする高齢者にとって、食料品など生活必需品や健康を維持するための医療が重要です。年金生活者を苦しめる年金の引下げをもとに戻すことは、年金者だけでなく地域経済に活性化を産み出します。国民の消費が活発になります。したがって本請願に基づいた意見書を政府に提出することに賛成をいたします。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第8号の討論を終結いたします。

請願第8号、0.4 %の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願についてを起立により 採決いたします。本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立、多数であります。

よって、請願第8号、0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願については、 不採択と決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第9号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

- 1 0 番 (原澤良輝君) 1 0番、原澤良輝。請願9号に対する賛成討論をいたします。年金の受給 資格はイギリスで11年、アメリカ10年、ドイツ5年、スウェーデン3年、フランスは わずか3ヶ月と短く、日本の25年はあまりにも長すぎます。現在の無年金者90万人、 国民年金未加入者192万人、 国民年金の保険料を納められない人が172万人、 国民年金の保険料免除者が358万人います。約800万人が無年金者になる可能性があります。 国民の老後の生活事情を考えたとき、無年金者をなくすことが必要です。 国民を豊かにし、 保険料を払えるようにするとともに受給資格を10年に短縮することが無年金者をなくすことには欠かせないことです。したがって本請願に基づいた意見書を政府に提出することをに賛成をいたします。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第9号の討論を終結いたします。

請願第9号、年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願についてを起立により採決いたします。本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立、多数であります。

よって、請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願については、 不採択と決定いたしました。 議 長(久保秀雄君) これより請願第10号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

- 1 0 番 (原澤良輝君) 1 0番、原澤良輝。請願1 0号に対する賛成討論をいたします。保育制度 の拡充を願う請願は国会で4回採択され、拡充への国民の期待は高っています。子ども・子育て新システムは待機児童解消を名目に、最低基準を緩和し、子どもたちを狭いところに押し込めようとしています。多様な事業者の参入を図り、園と保護者の直接契約、直接補助、保育料の応益負担を導入し、保育の市場化がねらいです。利用料を払えない人は預けられない事態も予想されます。2010年には福田康夫議員も紹介議員になり18万人の署名を添えて、新システム反対の国会請願をしました。今年、8月には第43回全国保育団体合同研究集会を群馬県で開催をされ、7,500人の保育士、保護者、研究者が参加しました。公的保育制度の解体でなく、全ての子どもに豊かな子育て環境を保障する公的保育、幼児教育制度の拡充が大事であるとして、子どもの最善の利益、権利としての保育をめざそうと集会アピールで全国に呼びかけました。本町議会が、子どもの安全を守り、安心して保育などの子育てが続けられるように本請願に基づいた意見書を政府に提出することを求め賛成討論といたします。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第10号の討論を終結いたします。

請願第10号、子ども・子育で新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立、多数であります。

よって、請願第10号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の 拡充を求める意見書提出を求める請願については、不採択と決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第12号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第12号の討論を終結いたします。

請願第12号、みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願についてを採 失いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 請願第12号、みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立、多数であります。

よって、請願第12号、みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願については、不採択と決定いたしました。

日程第3 請願第11号 町道 前田・下矢瀬線の拡幅改良について(請願)について 請願第13号 赤谷川右岸(小袖橋下流)の護岸に関する請願書について 請願第14号 国道17号バイパスの名胡桃橋からの落下物対策に関する請願書につ いて

請願第15号 猿ヶ京関所に関する請願について

請願第16号 水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願について 陳情第 6号 町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情について

議 長(久保秀雄君) 日程第3、請願第11号、町道前田・下矢瀬線の拡幅改良についてから 陳情第6号、町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情についてまで以上6件を 一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長 河合生博君。

(産業観光常任委員長 河合生博君登壇)

産業観光常任委員長(河合生博君) 本委員会に付託されました請願第11号、13号、14号、1 5号、16号及び陳情第6号の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。報告の前 に本請願、陳情は重要な案件が多く現地視察が必要と思われ忙しい中、当局担当課のお役の方々にご案内をいただき、詳細な説明の中、現地を視察させていただき適正な判断が下せたと思い感謝を申し上げる次第でございます。

はじめに請願第11号 町道前田・下矢瀬線拡幅改良について、担当課より説明を受け、質疑に入り、交通量はどの位か、これまでの事故の例はあるのか。に対して、調査はしていないが朝夕の通勤時間帯はかなりあるし、矢瀬親水公園には、多くの観光客等が訪れており、公園に入るときは良いが、出る時には県道の見通しが悪く大変危険である、今のところ事故の話は聴いていないが危険であるという苦情は沢山出ている。地主の協力は、交差点では右折車線が必要か。に対して、地主は協力いただける、右折車線は必要になるかと思う。信号機を付けたいということだが信号機が着くまでに3~4年はかかると聞いているがに対して、交通量や危険性により決まると思う。以上、質疑が終了し討論に入り、ぜひ進めてほしいとの賛成討論があり、反対討論は無く採決の結果、請願第11号 町道前田・下矢瀬線拡幅改良については、全会一致で採択するべきものと決定をいたしました。

つづきまして、請願第13号 赤谷川右岸(小袖橋下流)の護岸に関する請願書につい て担当課より説明を受け、質疑に入りました。この部分については、どのような施工方法 で考えるのかに対して、現状を見ると岩が出ているので、その上に擁壁又はブロック等で 押さえることで収まる思われるが、詳細に調査設計等を行わないことには、はっきりした ことはわからない。昨年要望が出された時点で、県土木事務所に現地を見ていただいてい る。先掘されている部分は、今のところ土木事務所での手当は考えていない。河川の増水 が起因している状況であることから災害復旧ではないかに対して、災害復旧事業の場合、 ブロック積等の施設が被災したり、自然護岸の場合でも住宅等への影響等が考えられない かぎり復旧は難しい。河川が荒れて浸食されているので、河川管理上義務が生じてくるの ではないかに対して、河川区域内を占用して用水を引いているもので、その部分の復旧に ついては、占用者が行わなければならないということである。当用水は下流域の小川島地 区、受益面積15ヘクタールの水田を賄っているので、最終手段として土木事務所で直す ことが出来ない場合、町で直すということは考えられるのかに対しては、用水機能に支障 をきたしているということであれば、補助事業を使って実施することは可能であるが、受 益者分担金ということで10パーセントの負担が受益者に掛かる。以上、質疑が終了し、 討論に入り、特に無く採決に入る。請願第13号 赤谷川右岸(小袖橋下流)の護岸に関 する請願書については、全会一致で主旨採択するべきものと決定をいたしました。

請願第14号 国道17号バイパスの名胡桃橋からの落下物対策に関する請願書について、担当課より17号バイパスは昭和60年に開通しており、特に下にある町道は通学路となっていて危険である旨の説明を受け、その後質疑に入る。国土交通省には、網をして下さいとお願いしているのかに対して、毎年要望はしている。町でやる工事ではないと思うので当然国がやるべきであり、国への陳情に必要があれば、議会で行くことも考えるべきではないかなどの意見が出された。以上、質疑を終了し討論に入る。賛成討論として引き続き町から国へお願いするようにとの意見があり、採決に入り、請願第14号 国道17号バイパスの名胡桃橋からの落下物対策に関しましては、全会一致で主旨採択とするべ

きものと決定をいたしました。

請願第15号 猿ヶ京関所に関する請願について、担当課より説明を受け、質疑に入り、関所の資料館は必要と考えるが、ホテルの取得はどうかと思うに対して、当みなかみ町には、同様の事例が数多くある。文化財の保護は大切な事だと思うが、ホテルの取得はいかがな物かとの意見でございます。関所跡とホテルとに分けることができますかに対しては、建物は別となっているが土地と所有者は同一者であるので、競売となれば一括で行われると思う。関所跡のみを取得するという考えはないのかに対しては、今の時点ではそれが可能かどうか調査していませんので、分からないので調査したい。県指定史跡を売買できるものなのかに対しまして、名胡桃城趾の土地の売買もしていることから、土地の売買は出来る。資料館の資料も同じ持ち主かに対して、同じである。以上、質疑を終了、討論に入り、賛成討論として、難しい問題であるが、史跡を守ることは大切なことであるとの意見があり。請願第15号 猿ヶ京関所に関する請願については、全会一致で主旨採択とするべきものと決定をいたしました。

請願第16号 水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願について、担当課より説明を受け、質疑に入り建物からの落下物で実際に被害があったことは聞いているかに対して、担当課より被害の話は聞いてない。被害が出たときの責任は町にあるのかに対しては、責任は所有者であるが、児童の通学路であり危険で近所の人たちも迷惑を被っている。入り口の地主は誰かに対しましては、建物の所有者とは別会社が所有している、会社と話がつかなくては、前に進めない事案である。平成18年ころ、この件で動きがあったと聞いているが詳細はに対して、町が競売にあげるために、入り口の所有者とやりとりをしたが、途中で接触できなくなったと聞いている。以上、質疑を終了し討論に入り、採択、主旨採択の両意見があり、採決の結果、請願第16号 水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願については、賛成多数で主旨採択するべきものと決定をいたしました。

陳情第6号 町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情について、担当課より説明の後、質疑に入る。スノーシェットの中が暗すぎるので何とかならないか、スノーシェットに隣接する木の所有者は誰かに対して、資料より7名の所有者を説明、今後木を切ることに協力してくれるよう交渉する。屋根材を一部明るい材料に交換し、壁面も透明にすることは可能である。防氷雪に対して、須川側の坂は今年度試験的に塩カル散布機を設置したい。町道の拡幅はに対しては、国道側の拡幅要望箇所は用地の協力が得られれば可能である。以上、質疑を終了し討論に入り、屋根の上の木をすべて切る方向で、できることは進めていくべきだし、また須川側からスノーシェットに入ると真っ暗で見えなく事故も起きており危険であるので明かり取りが必要である。国交省により、17号の白狐沢橋の架替工事に伴い町道の入り口も広がり併せて陳情箇所の拡幅も必要であるとの賛成討論の後、採決に入り、陳情第6号 町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情については全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。以上、請願5件及び陳情1件について委員長報告と致します。

議 長(久保秀雄君) 委員長の審査、結果、報告が終了しましたのでこれより質疑に入ります。

まず、請願第11号、について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第11号の質疑を終結いたします。 次に、請願第13号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第13号の質疑を終結いたします。 次に、請願第14号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第14号の質疑を終結いたします。 次に、請願第15号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第15号の質疑を終結いたします。 次に、請願第16号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第16号の質疑を終結いたします。 次に、陳情第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて陳情第6号の質疑を終結いたします。

これより請願第11号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて、請願第11号の討論を終結いたします。

請願第11号、町道前田・下矢瀬線の拡幅改良についてを採決いたします。

本請願に対する、委員長報告は、採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第11号 町道前田・下矢瀬線の拡幅改良については、採択することに 決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第13号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて、請願第13号の討論を終結いたします。 請願第13号、赤谷川右岸(小袖橋下流)の護岸に関する請願書を採決いたします。 本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第13号、赤谷川右岸(小袖橋下流)の護岸に関する請願 書については、 趣旨採択とすることに決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第14号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて、請願第14号の討論を終結いたします。

請願第14号、国道17号バイパスの名胡桃橋からの落下物対策に関する請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第14号、国道17号バイパスの名胡桃橋からの落下物対策に関する請願書については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第15号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて、請願第15号の討論を終結いたします。

請願第15号、猿ヶ京関所に関する請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第15号、猿ヶ京関所に関する請願については、趣旨採択とすることに決 定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第16号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて、請願第16号の討論を終結いたします。

請願第16号、水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願についてを 採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願についてを起 立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、請願第16号、水上駅前の元ホテル大宮の危険建物の撤去をお願いする請願については、趣旨採択と決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) 次に陳情第6号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて、陳情第6号の討論を終結いたします。

陳情第6号、町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号、町道の拡幅工事及び防氷雪施設工事についての陳情については、 採択とすることに決定いたしました。

日程第4 議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について 議案第73号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について 議案第74号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第4、議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから議案第74号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてまで以上3件を一括議題といたします。本案については、すでに提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに質疑に入ります。

議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

これより議案第72号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、原案のと おり、可決されましました。 議 長(久保秀雄君) 次に、議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

これより議案第73号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。

議案第73号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり、可決されましました。

議 長(久保秀雄君) 次に、議案第74号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

1 O 番 (原澤良輝君) 改正のところに常時使用する戸住者が20人というのが境になっていると 思うのですけれども、20人以上の工場が代表的なところで何件で、20人以下のところ が何件か教えて下さい。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長真庭敏君。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

- **観光商工課長(真庭 敏君)** お答え致します。町内の工場等の雇用人数につきましては、今手元に 資料がございませんので、この条例改正につきましてはヤマキの工場誘致の関係で直接か かわってくるものでございますので、例えば愛知車両との従業員は人数的にはかなり多い ですけれども、その他の小さな工場につきましては、従業員数は把握しておりません。後 ほどわかる範囲で調べてお答えしたいと思います。
- 議 長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- **1 0 番 (原澤良輝君)** ヤマキは今は何人ですか。
- 議 長(久保秀雄君) 観光商工課長真庭敏君。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

- **観光商工課長(真庭 敏君)** ヤマキの方から出ている書類でございますけれど5月1日現在で85 人という従業員数で報告をいただいております。
- 議 長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。 4番前田善成君。
- 4 番(前田善成君) 従業員数20人の、この人数を決めた経過を教えて下さい。
- 議 長(久保秀雄君) 観光商工課長真庭敏君。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

- **観光商工課長(真庭 敏君)** 20人という根拠でございますけれども、条例そのものが合併前の条例でございまして、その辺のところの人数を20人とした根拠というのが明確なものが無いのでございますが、他町村の似たような条例で申し上げますと10人ですとか、多いところで30人。その中にも20人というところもあったり、15人というところもあったりするものですから、町村によって、規模によって人数というのはまちまちでございます。
- 議 長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

これより議案第74号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてを採決いた します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例については、 原案のとおり、可決されましました。

議 **長(久保秀雄君)** この際、休憩といたします。再開を10時10分といたします。 (9時54分 休憩)

(10時10分 再開)

議 長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について

議案第81号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第82号 平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)について

議案第83号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について 議案第84号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

- 議 長(久保秀雄君) 先ほどの、議案第74号についての質疑について、観光商工課長より答弁 を出させます。
- 議 長(久保秀雄君) 観光商工課長真庭敏君。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

- **観光商工課長(真庭 敏君)** 先ほどご質問にありました、原沢議員さんからの町内の事業所の従業 員数ということで調べてみました。4社につきまして確認がとれましたので、ご説明した いと思います。まず、朝日食品でございますけれどもこれは従業員数76名だそうでございます。それから傍にあります、ハルナビバレッジが142人、オーケービーが83人、 愛知車両が320人ということで他の事業所にも確認はしたのですが、確認ができたところでございますと今申し上げた4社でございます。なお、オーケービーにつきましては、 町内の従業員ということで、83名の内51名が町内の従業員だということでございます。 なお、他の会社につきましては、住所が移ったとかという移動もありますので、実際に社員のなかでのみなかみ町の従業員数というのは把握していないということでございました。 以上でございます。
- 議 長(久保秀雄君) それでは、日程第5議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正 予算(第6号)についてから議案第84号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予 算(第1号)についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本案については、すでに提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第80号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- 1 0 番 (原澤良輝君) 1 3 頁にエコキュートというのですか、太陽光の追加があるのですけど、 申請の状況を教えて貰いたいのと、1 6 頁の移行時運営安定化事業と特別支援事業という のを具体的に説明をお願いしたいと思います。
- 議 長(久保秀雄君) 環境課長須藤信保君。

(環境課長 須藤信保君登壇)

環境課長(須藤信保君) お答え致します。太陽光発電の件数なんですけれども、11月の25日現在で21件、それから効率給湯器、エコキュートとですね、それが7件ということになります。以上です。

議 長(久保秀雄君) 町民福祉課長関 章二君。

(町民福祉課長 関 章二君登壇)

- 町民福祉課長(関 章二君) お答え致します。障害者の関係だと思うのですけども、まず一つが自立支援法円滑化事務支援事業なんですけれども、これは24年4月に制度改正が起こるため障害福祉システムの改修費ということで委託をみております。それと移行時運営安定化費用なんですけれども、23年度中に新体系に移行する入所施設の運営助成ということで扶助費を見ております。2件とも全額、県補助金を充当ということで考えております。以上です。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

5番阿部賢一君。

- **5 番(阿部賢一君)** 33頁なんですけど、カルチャーセンターの1500万円の人件費についてお願いしたいんですけど。
- 議 長(久保秀雄君) 総務課長篠田朗君。

(総務課長 篠田 朗君登壇)

- 総務課長(篠田 朗君) カルチャーセンターの人件費1500万円の増額につきましては、当初予算で1名分しか見ていなかったものですから、4月の人事異動を行いましてそこに今現在3名配置されております。その分の者が増えましたもので追加になっております。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

- 1 1 番(島崎栄一君) 23頁の農業振興費の13の委託料、そば・うどんの里づくり調査委託料 50万円。これは誰に委託をして何をするのか、それから農村公園施設費の光熱費が37 2万円の補正が上がっているのですけれど、今年は節電の年なのでこれほど追加で光熱費 が上がるというのは逆なのではないかなと思うのですけど、これはどういう事なんですか ね。
- 議 長(久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長(高橋正次君) お答え致します。まず第1点目の委託料の50万円でございます。これにつきましては、そば・うどんの里づくりということで昨年9月に趣旨採択になっております。こうした候補地対策にその関係で当初新治地区だけの基本構想ということで40万円計上させて頂いたのですけれども、耕作候補地ということで町全体を含めて計画を行いたいということで、プラス50万円という事でございます。もう1点、光熱費の遊神館の電気代でございます。これにつきましては、本来であれば遊神館につきましては、深夜電力を使って夜の間に貯湯槽に冷温水を貯めるというようなシステムで夏場の電気についてはおさえていたのですけれども、今年につきましては、6月9月と補正をいただいたのですけれども、ポンプがもう耐用年数を過ぎていて具合が悪いということで修理させて頂きました。その関係で夜に電気を蓄える部分が故障しちゃいましたんで、その分でどうしても昼間の高い電気を使ってしまったということで、電気代が不足しております。その関係であるといます。以上です。

- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。
 - 11番島崎栄一君。
- 1 1 番(島崎栄一君) 深夜電力を利用するところの施設が壊れて、昼間使わなくちゃいけないんで372万円電気代が余計にかかったというのですけども、今現在は直って、深夜電力でできるんですか。
- 議 長(久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

- **農政課長(高橋正次君)** お答え致します。先ほど申し上げましたように、6月9月とで補正をいただきました、それで処理ができていますので順調に進んでおります。以上です。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。
 - 10番原澤良輝君。
- 1 O 番(原澤良輝君) 同じところなんですが、経営体育成交付金というのは経営体が変わった本人に直接というふうな話だったんですけど、その理由がわかりますかということと、23 頁の高齢者婦人センターといのの修繕費予算が計上されているんですけどここは閉鎖をしているんじゃなかったかと思うんですけど使ってたんでしょうか、使うんでしょうか。
- 議 長(久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

- 農政課長(高橋正次君) お答え致します。まず経営体の育成交付金事業でございますけれども、1974万円の減ということでございます。これにつきましては、経営体育成交付金事業が国の制度に変わりました。ということで町は一切通らないということで減額させて頂いております。もう1点でございます。水上地区にあります高齢者婦人センターでございます。これにつきましては、温泉の部分は今はやっておりません。ただ実際に施設はございますので、そこの施設を使っております。これについては、給水加圧ポンプというのがやはりこれも耐用年数が過ぎておりますので、修理をしたいというようなことで補正の50万円ということでございます。それと併せてよろしいですか。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。
 - 11番島崎栄一君。
- 1 1 番(島崎栄一君) 先ほど1回目の質疑でですね、そば・うどんの里づくりの調査費は誰に委託しているのかという質問をしたんですけども、増えた理由は全町になったからだと聞いたのですけど、誰がというのをちょっと答えて貰ってないのでお願いします。
- 議 長(久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

- **農政課長(高橋正次君)** お答え致します。申し訳ございませんでした。まだこれから発注するということでまだ決まっておりません。
- 議 長(久保秀雄君) 4番前田善成君。
- 4 番(前田善成君) 8頁の教育基金繰入金があると思うんですが、これは特別支援員とかそういうところに使う繰入金だったと思うんですけど、減額している理由を教えていただきたいのですけど。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

- **総合政策課長(宮崎育雄君)** お答え致します。当初、特別支援員事業については基金を活用してやるということで考えておりましたけれども、その一部が臨時雇用が活用できるようになったということで、その部分は基金を減額させていただきました。以上です。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

- 1 O 番(原澤良輝君) 29頁なんですけれども、13の委託料のところに、2号線測量調査設計業務委託料と、その下にも下牧原組の同じ委託料が出ているんですけれど、その下に同じような形で測量調査委託料というのと調査測量設計業務委託料というのはどう違うのか教えて下さい。
- 議 長(久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

- 地域整備課長(増田伸之君) お答え致します。申し訳ございません。これは重複してしまいまして、 下牧原組線の測量調査設計業務委託でございます。これは同じものでございます。失礼申 し上げました。下牧原組線坂下2号線調査測量設計業務委託料を消していただければと思 います。申し訳ございません。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(10番原澤良輝君の質疑は、4度目につき制止がなされた)

ないようですので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第80号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(久保秀雄君**) ありませんので、これにて議案第80号の討論を終結いたします。

議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてを採決いた します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) 次に、議案第81号について質疑に入ります。

議案第81号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

1 0 番(原澤良輝君) 支出の方で、保険給付金介護給付金が補正されているのですけれども、ト

ータルで7400万円なんですけれども、これは今まで12月までに請求が来た分で作成 したのか、それともこれからの1月から3月の見込みで修正補正をかけているのですか。

議 長(久保秀雄君) 町民福祉課長関 章二君。

(町民福祉課長 関 章二君登壇)

町民福祉課長(関 章二君) お答え致します。保険給付費の関係、まず1点なんですけども、この中で退職被保険者等の療養給付費がある訳なんですけども、この退職者のかたが昨年、22年、23年と約10何パーセント、二桁台の伸びをしておりますので若干当初予算よりも伸びている状況であります。また今現在、半年比較なんですけれども不足分がでているということでさせていただきました。次に6款の介護納付金なんですけれども、この納付金につきましては、今回補正で1800万円の補正をさせていただいたわけですけれど、この算出根拠としますれば、第2号被保険者の方の負担分ということになるわけですが、全国ベースで今年度、介護保険の給付費を一人あたりの単価で割って今回各保険者の保険者数に掛けた金額が概算になります。その中で今回特に町の国保の第2号被保険者の数が若干増えている部分、また今年度その全国ベースの第2号被保険者の一人あたりの負担額も伸びております。それで概算請求が今回は当初予算よりも、通知いただいた中で不足分を、補正させていただきました。以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、れにて議案第81号の質疑を終結いたします。

これより、議案第81号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(久保秀雄君)** ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。

議案第81号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) 次に、議案第82号について質疑に入ります。

議案第82号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

1 0 番 (原澤良輝君) センターを約299万円掛けて修繕するみたいなんですけど、具体的にどこを修繕するのか、その必要性はあるのかお願いします。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長真庭敏君。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

- **観光商工課長(真庭 敏君)** お答え致します。修繕の内容でございますけれども、まず1つは床が 傷んでおりましてタイルが剥がれておりますので、床を修繕すること。あるいはもう一つ ですね、給排水の配管がかなり腐食して過去にも二回ほど漏水していたということもあり ますので、今回全体の給排水管の修理をしたいと考えております。以上です。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、れにて議案第82号の質疑を終結いたします。

これより、議案第82号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。

議案第82号 平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号 平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算 (第1号)については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) 次に、議案第83号について質疑に入ります。

議案第83号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- **1 O 番 (原澤良輝君)** 予備タンクを設置するということなんですけど、今回予備タンクを設置する理由というのは。
- 議 長(久保秀雄君) 観光商工課長真庭敏君。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答え致します。現在、昭和63年に設置したタンクでございます。容量的には200トンございます。63年に2カ所200トンタンクを設置したわけでございますけれども、1つの中継ポンプ場のそばにあります、200トンタンクが漏水しているということで、平成20年度にそっくり新設をいたしました。今回、予備タンクを設置する場所といたしましては、猿ヶ京地内の給湯場のタンクの隣に37.5トンのパネル式のタンクを設置しておくことによって、63年に設置した200トンタンクが、大分ポツンポツンと漏水を始めたものですから、いつ大規模に漏水するかも分かりませんので、そういう場合に備えて容量的には少ないのでございますけれども、とりあえずこれを設置

しておくことによって一時寿命が持たせられるという判断の中で予備貯湯タンクということで設置するものでございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、れにて議案第83号の質疑を終結いたします。

これより、議案第83号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第83号の討論を終結いたします。

議案第83号 平成23年度みなかみ町温泉事業会計補正予算(第2号)についてを採 決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号 平成23年度みなかみ町温泉事業会計補正予算(第2号)については原 案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) 次に、議案第84号について質疑に入ります。

議案第84号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- 1 O 番 (原澤良輝君) 14頁なんですけれども、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の 負担金というのですけれども、これは町内に経営の施設があるということで理解するのか どうかということと、もう一つ15頁の方ですけれども、一番下の国県の補助金ですけど も北部の水道がマイナス425万円になっていて猿ヶ京の方がプラス425万円になって いますがこれはどういうことですか。
- 議 長(久保秀雄君) 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

- 上下水道課長(杉木清一君) 原澤議員の質問にお答え致します。まず、ストックマネジメント事業の負担金ということですけれども、これは赤谷川の沿岸土地改良区によりまして、猿ヶ京温泉地内の農業用水の水管橋を現在塗装工事等しております。その土地改良区との水利権ということで町の方が水を貰っております。その水利権分の負担金であります。それから、もう一つの関係なんですけれどもこれにつきましては、当初、石倉の簡易水道の方で、県費の申請を上げましたところ、ヒアリングの中で猿ヶ京の方にしなさいという、県の指導がありまして、そちらに振り替えて県費補助金をいただくというふうに変わりました。以上です。
- 議 長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- **1 0 番 (原澤良輝君)** 振り替えてこれは歳入の収入の方に入っているんですけど、支出の方はど ういう扱いなんですか。
- 議 長(久保秀雄君) 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

上下水道課長(杉木清一君) 振り替えるんですけど、実際に補正予算的には、額が変わりありませんので、ゼロですので、特に支出の方は上げておりません。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、れにて議案第84号の質疑を終結いたします。

これより、議案第84号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。

議案第84号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてを採 決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)については原 案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長(久保秀雄君) 日程第6、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下、各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則 第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査 の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第7 字句等の整理委任について

議 長(久保秀雄君) 日程第7、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては会議規則 第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 **長(久保秀雄君)** 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可 いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

平成23年12月定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 町 長(岸 良昌君) 議員の皆様におかれましては、7日から本日まで熱心にご審議いただき条例の改正や補 正予算など、提出いたしました全ての議案をお認めいただき心から感謝申し上げます。審 議の過程や一般質問の中でご指摘、ご提起いただきました内容について意を払いながら執 行に反映してまいりたいと思っております。議会初日には、これからのまちづくりの一つ の重要な方向付けとしまして、「みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言」" 笑顔ってい いよね"をご議決いただきました。早速、小中学生を初めとする町の人々や町外の人々に 紹介をさせていただいております。わかりやすい、斬新である、今後このような宣言の在 り方を示したものなどと高く評価をいただきました。議員の皆様の英知を集め議会の総意 で宣言をおつくりいただいたことに改めて敬意を表する次第であります。施策の展開につ きましては、集中と選択の時代、すなわちあれもこれもという時代から、あれ、これ、そ れ、の内のどれか一つを選ばなければならないという時代となっておりまして、政策の重 点付けが、ますます重要となってきてると考えております。とは申しながら、みなかみ町 は面積が広大であり、それぞれ地形や自然条件の違う歴史と文化を大切にした地域によっ て構成されております。そういうような中から個々の町の人々の町政に対する期待、要望 も大きなものがあると承知しております。これらに適切の対応していくためには、議会の 役割がますます高まっていると理解しているところでございますし、本義会におきまして

も、請願、陳情が数多く提出され議会でも慎重にご審議下さいました。執行上の難しさを

内に含んでいる案件もございますけども、議会の総意を尊重することが重要であると考えておりますので、それぞれの趣旨を良く検討し、議会と意見交換をさせていただきながら調整して執行に努めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導の方をお願いしたいと思っております。年末年始を迎えまして、私もそして議員各位も町の方々とのふれあいや、町の人の声を聞く機会が非常に多くなると思っております。それらの声を大切にしながら議会と手を携えて町の人々の幸せを追求していくことが大切と考えておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。寒さも一段と厳しさを増しておりますが、どうかご自愛の上ご壮健にて新春を迎えられ、来る年もご指導賜りますようお願い申し上げます。そして来る平成24年が、みなかみ町とみなかみ町民にとってより良き年となりますようお祈りし閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長閉会あいさつ

議 長(久保秀雄君) 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残り少なくなる中で、12月議会定例会が、10日間の会期をもって本日閉会となります。今年を振り返ってみますと3月11日の東日本大震災により多くの犠牲者と被災者が出ました。また津波の影響により福島原発の放射能漏れが発生し現在も多くの人々が避難を余儀なくされています。関東、東北地方ではこれからも放射能問題との戦いの日々が続くと思いますが、みなかみ町においては比較的染料が低いと聞いておりますので、農業や観光産業にさほど影響はないものと考えています。また今年は、JR各社と県、地元が連携して取り組んだ大型観光企画、群馬デスティネーションキャンペーンが実施され目標の5パーセントを大きく上回り、県内全体で6.9パーセント増の1683万8200人の入り込み客があり。県内全体で80億円の経済効果があったと聞いています。県では、来年に向け原発事故で落ち込んでいる外国人の入り込みを計っていくとの考えでありますので町も積極的に取り組むことを望むところであります。さて、今期定例会に予定されました案件の全てを議了して頂き、只今を持って無事閉会の運びとなりました。会期中は、終始熱心なご審議を賜り、議員各位や町長を始め当局の皆様には、大変なご協力を頂きましたことに対し、心より深くお礼申し上げます。1年間大変お世話になりました。

閉 会

議 長(久保秀雄君) これにて平成23年第8回12月みなかみ町議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

(10時 46分 閉会)